

# 原子力損害賠償紛争解決 センターの活動について

「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書  
～平成29年における状況について～(概況報告と総括)」より

平成30年8月

原子力損害賠償紛争解決センター

# センターの人員体制の整備

- 平成23年9月から、仲介委員22名、調査官19名で業務開始
- 平成24年から25年にかけて調査官を増員するなど、集中的に体制を整備
- 平成28年2月に総括委員会顧問を新設、前総括委員3名を指名
- 平成29年11月に福島事務所顧問として、初代福島事務所長を指名
- 平成30年6月末日時点で、仲介委員276名、調査官167名

## センターの人員体制の推移

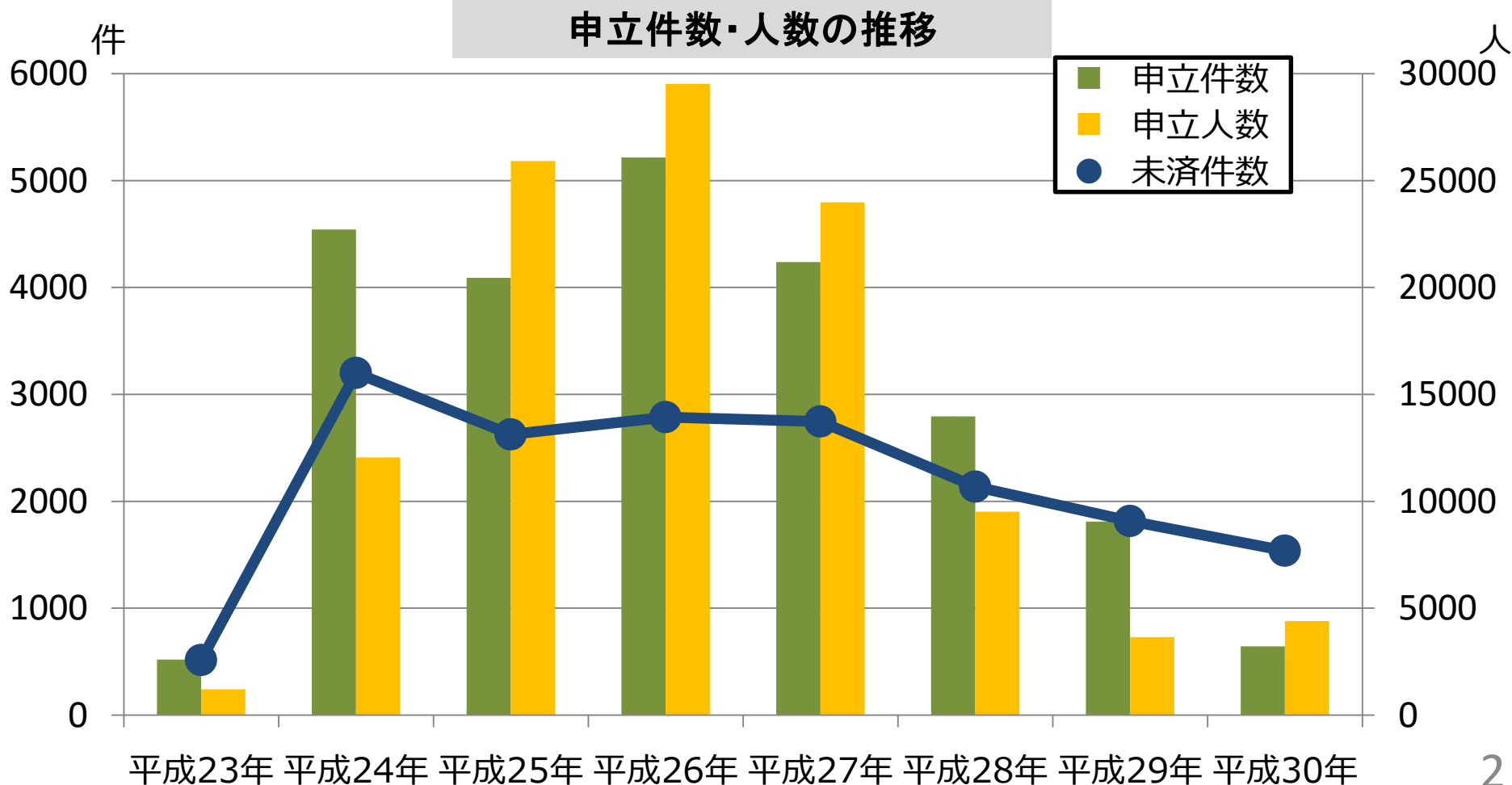
	平成23年 12月	平成24年 12月	平成25年 12月	平成26年 12月	平成27年 12月	平成28年 12月	平成29年 12月	平成30年 6月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	—	—	—	—	—	3	4	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	276
調査官	28	91	193	192	189	184	181	167
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	132 (27)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582

※平成23年～29年は各年末の人員数を計上、平成30年は6月末の人員数を計上

# 申立件数の推移①

	【平成29年12月末日】	【平成30年6月末日】
申立総件数	23, 215件	23, 858件
申立人総数	105, 849人	110, 255人

※平成30年6月末日時点については速報値。



# 申立件数の推移②

## 平成23年から平成29年までの推移

	平成23年 9月～12月 合計	平成24年 1月～12月 合計	平成25年 1月～12月 合計	平成26年 1月～12月 合計	平成27年 1月～12月 合計	平成28年 1月～12月 合計	平成29年 1月～12月 合計	平成30年 1月～6月 合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	643
(累計)	-	(5,063)	(9,154)	(14,371)	(18,610)	(21,404)	(23,215)	(23,858)
申立種別内訳								
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)	472 (26.1%)	120 (18.7%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)	1,339 (73.9%)	523 (81.3%)
申立人数	1,206	12,055	25,914	29,534	23,984	9,508	3,648	4,406
(累計)	-	(13,261)	(39,175)	(68,709)	(92,693)	(102,201)	(105,849)	(110,255)

※申立件数のうち、平成24年：1件、平成25年：2件、平成30年：5件は、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※申立人数のうち、平成24年：84人、平成25年：176人、平成30年：3202人は、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数。

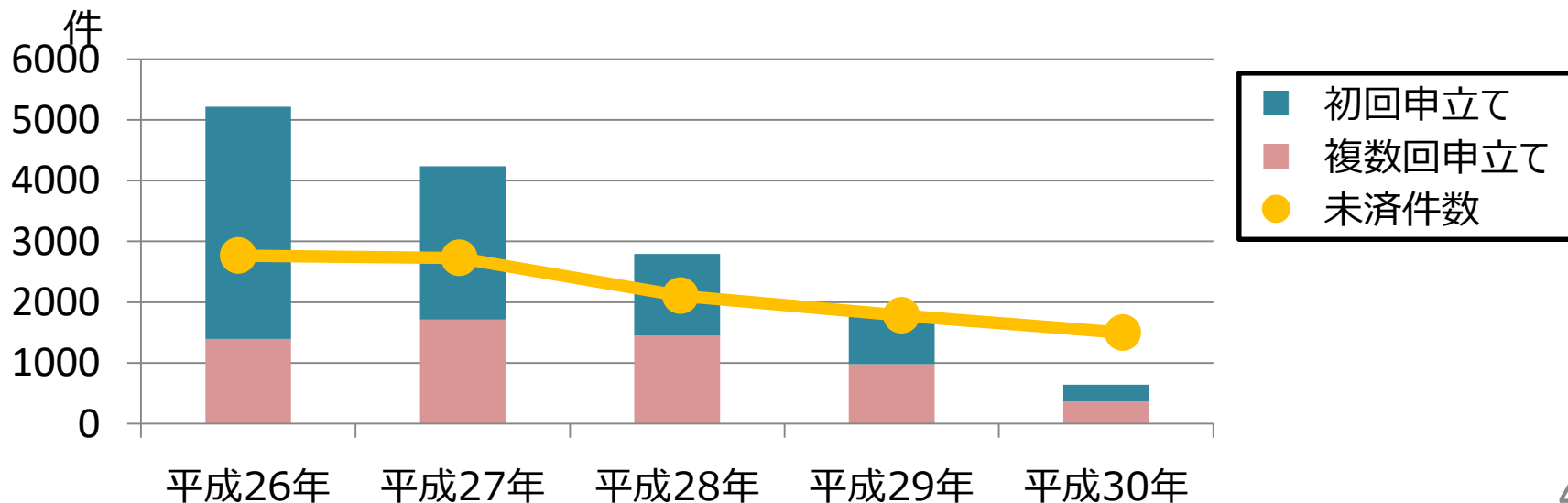
※平成30年1月～6月については速報値。

# 申立件数の推移③

平成26年から平成29年までの  
初回申立てと複数回申立ての推移(概数)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (1月～6月)
申立件数 (内訳)	5,217	4,239	2,794	1,811	643
初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	829 (45.8%)	274 (42.6%)
複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	982 (54.2%)	369 (57.4%)

※平成30年1月～6月については速報値。



# 和解仲介の状況①

	【平成29年12月末日】	【平成30年6月末日】
終了件数	21,399件	22,320件
うち 和解成立	17,547件	18,157件
うち 打切り等	1,672件	1,805件
うち 取下げ	2,180件	2,358件

※平成30年1月～6月については速報値。

**申立件数 23,858件**

現在進行中の件数

1,538件  
(6%)

終了件数  
22,320件  
(94%)

和解成立  
18,157件  
(81%)

取下げ  
2,358件  
(11%)

打切り等  
1,805件  
(8%)

## 和解仲介の状況②

### 平成23年から平成29年までの推移

	平成23年 9月～12月 合計	平成24年 1月～12月 合計	平成25年 1月～12月 合計	平成26年 1月～12月 合計	平成27年 1月～12月 合計	平成28年 1月～12月 合計	平成29年 1月～12月 合計	平成30年 1月～6月 合計
申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	643
既済件数 (内訳)	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	921
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,644	2,755	1,581	610
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	133
取下げ	4	381	312	316	363	447	356	178
却下	0	1	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,538

※平成30年1月～6月については速報値。

# 和解打切り理由の内訳

平成26年から平成29年までの推移

	平成26年 1月～12月 合計		平成27年 1月～12月 合計		平成28年 1月～12月 合計		平成29年 1月～12月 合計		平成30年 1月～6月 合計	
既済件数 (内訳)	5,054		4,281		3,403		2,132		921	
和解成立	4,438	(87.8%)	3,643	(85.1%)	2,755	(81.0%)	1,581	(74.2%)	610	(66.2%)
取下げ	316	(6.3%)	364	(8.5%)	447	(13.1%)	356	(16.7%)	178	(19.3%)
却下	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
和解打切り (内訳)	300	(5.9%)	274	(6.4%)	201	(5.9%)	195	(9.1%)	133	(14.4%)
申立人の請求権を 認定できない	177	(3.5%)	204	(4.8%)	154	(4.5%)	161	(7.6%)	81	(8.8%)
申立人が和解案を 拒否した	15	(0.3%)	13	(0.3%)	22	(0.6%)	11	(0.5%)	3	(0.3%)
被申立人が和解案 を拒否した	42	(0.8%)	9	(0.2%)	6	(0.2%)	4	(0.2%)	20	(2.2%)
申立人が資料提出 に応じない	27	(0.5%)	5	(0.1%)	0	(0.0%)	3	(0.1%)	10	(1.1%)
申立人と連絡が とれない	25	(0.5%)	35	(0.8%)	12	(0.4%)	12	(0.6%)	13	(1.4%)
その他	14	(0.3%)	8	(0.2%)	7	(0.2%)	4	(0.2%)	6	(0.7%)

※東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった件数は、平成25年10件、平成26年42件、平成27年9件、平成28年7件、平成29年4件、平成30年(6月まで)20件であった。

※平成30年1月～6月については速報値。



# 和解成立に至らなかった事例①

※文部科学省HPにて公表しているもの

## 【事案A】 浪江町住民の集団申立て（H30. 4和解打切り・6件の申立て）

避難指示区域（浪江町）に居住していた申立人ら1万5000余名が、本件事故によって生じた精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に加算して、①申立人全員に対し、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料として、平成24年3月から平成26年2月までの間につき月額5万円、②本件事故時に75歳以上であった申立人（又は本件事故後に75歳に達した申立人）に対し、上記①に加えて、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月以降（又は75歳に達した月以降）につき月額3万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が上記和解案の受諾を拒否したことなどから、仲介委員は、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、申立人らのうち1名については、和解が成立している。）

## 【事案B】 飯舘村蕨平行政区住民の集団申立て（H30. 5和解打切り・2件の申立て）

旧計画的避難区域（飯舘村蕨平行政区）に居住していた申立人らのうち約100名が、本件事故後も同行政区で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち本件事故後も同行政区に留まり続けた者（約90名）について、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、妊婦又は子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、申立人らについては、上記精神的損害を除く避難費用等の損害に関する和解が成立している。また、打切りの対象となっていない者については、上記精神的損害につき、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとして和解案提示がされなかったが、避難費用等の損害に関する和解が成立し、既に終局している。）。

## 和解成立に至らなかった事例②

### 【事案C】飯舘村比曽行政区住民の集団申立て（H30. 5和解打切り・6件の申立て）

旧計画的避難区域（飯舘村比曽行政区）に居住していた申立人らのうち約200名が、本件事故後も同行政区で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち本件事故後も同行政区に留まり続けた者（約180名）について、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、妊婦又は子供につき1人80万円、それ以外の者につき1人40万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、申立人らについては、上記精神的損害を除く避難費用等の損害に関する和解が成立している。また、打切りの対象となっていない者については、上記精神的損害につき、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとして和解案提示がされなかったが、避難費用等に関する和解が成立し、既に終局している。）。

### 【事案D】飯舘村前田・八和木行政区住民の集団申立て（H30. 5打切り・1件の申立て）

旧計画的避難区域（飯舘村前田・八和木行政区）に居住していた申立人ら38名が本件事故後も同行政区で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち早期に避難した者を除く30名について、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額（日常生活阻害慰謝料増額分（被ばくに関する一時金））として、子供につき60万円、それ以外の者につき同行政区への滞在期間等の事情により10万円ないし30万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、その余の8名については、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして、手続が打ち切られている。）。

## 和解成立に至らなかった事例③

### 【事案E】飯舘村住民の集団申立て（H30. 7和解打ち切り・2件の申立て）

旧計画的避難区域（飯舘村）に居住していた申立人ら約3000名が、本件事故後も同村で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち本件事故後も同村に留まり続けた者（約140名）につき、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額の例に倣って15万円、同村長泥行政区（平成24年7月に帰還困難区域に設定）に留まり続けた者（2名）につき、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として50万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、その余の約2800名については、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして、手続が打ち切られている。）。

# センター福島事務所・各支所の所在地

(平成24年7月1日～)



## 【福島事務所】

郡山市方八町1-2-10  
郡中東口ビル2階



## 【県北支所】

福島市霞町1-52  
福島市市民会館503号室  
(5階)



## 【会津支所】

会津若松市一箕町松長  
1-17-62



## 【いわき支所】

いわき市平字小太郎町1-6  
いわきセンタービル4階  
※平成29年12月18日移転



## 【相双支所】

南相馬市原町区本町2-1  
南相馬市役所(北庁舎2階)





# センター広報活動等

## (1) 説明会への協力

福島県内自治体や関係団体主催により開催された説明会において、センターの業務概要や申立方法について説明。(平成30年上半期は愛知・いわきにて実施)

## (2) チラシ、リーフレット、和解事例集(簡易版)・ポスターの配布

センターについてご存じでない方向けに業務内容や利用方法などを端的に示したチラシを新たに作成するとともに、

- ・センターからのお知らせや和解仲介手続きの流れ、和解事例等を掲載したリーフレット
- ・これまで公表した和解事例を抜粋し、避難指示区域や損害項目別で整理した和解事例集(簡易版)
- ・問い合わせ先等を記載したポスター

を更新し、福島県内の住民や自治体、県内外の関係機関に配布。

【配布部数】

チラシ: 約63,000部 リーフレット: 約45,000部

和解事例集: 避難指示等対象区域版約19,000部、自主的避難等対象区域版: 約5,000部

ポスター: 約900枚



新たに作成したチラシ

## (3) 福島県内外の避難者への広報に係る関係団体との協議

和解仲介手続きについての周知について日本弁護士連合会・福島県弁護士会に要請するとともに、日本司法書士連合会・福島県司法書士会との連携について協議を実施。

## (4) 福島県内の自治体が発行する広報誌への案内記事の掲載

いわき支所の移転を契機として、「ふくしまの今がわかる新聞」(福島県庁発行)や「広報いわき」(いわき市発行)など、福島県内の自治体が発行する広報紙にセンターの案内記事を掲載。

## (5) 新聞広告の掲載

センターの業務内容及びいわき支所の移転日・移転先を周知するため、福島地方2紙に広告を掲載。